

京都大学立て看問題にかかわる勉強会

大学における 表現の自由 と 立て看問題

日時：7月18日(水) 18時15分～20時00分頃

場所：文学部新館第3講義室

講師：塩見卓也弁護士

(大阪府出身、京都大学法学部卒、市民共同法律事務所所属)

京都大学当局による立て看への対応を、憲法が保障する表現の自由の尊重という視点から考えてみるとどのようなことが見えてくるのでしょうか。また、大学における学問研究の自由と表現の自由の関係をどのように考えたらよいのでしょうか。さしせまった問題だからこそ、腰を据えてじっくり「勉強」する機会を設けたいと思います。講師の塩見卓也弁護士は、立て看問題にかかわる「京都大学出身弁護士有志のアピール」(<https://sites.google.com/view/tatekan-yoshidaryo/lawyers-appeal>)の呼びかけ人でもあります。京都大学に学ぶ学生・院生のみなさん、教職員、市民、どなたでも参加できます。たくさんの方のご来場をお待ちしています。

主催：自由と平和のための京大有志の会 (<https://www.kyotounivfreedom.com/>)

備考：参加費無料、事前予約不要

京都大学の基本理念を実現するために一立て看強制撤去に対する抗議声明

1. 「京都大学の基本理念」を守り、未来に伝えるのならば、京都大学は、それを空文化するのではなく、実践しなければならない。
2. 「京都大学が創立以来築いてきた自由の学風を継承し、発展させ」るのならば、京都大学は、表現の自由を奪うのではなく、自由な表現行為を支えていかなければならない。
3. 「世界的に卓越した知の創造を行う」のならば、京都大学は、「創造的精神」の芽を摘むのではなく、それに水をまき、育てていかなければならない。
4. 「対話を根幹として自学自習を促」す教育を推進するのならば、京都大学は、学生との「対話」を拒絶するのではなく、それを実行しなければならない。
5. 「開かれた大学として、日本および地域の社会との連携を強めるとともに、自由と調和に基づく知を社会に伝える」のならば、京都大学は、地域社会との交流の回路を閉ざすのではなく、それを開いていかななくてはならない。
6. 「環境に配慮し、人権を尊重した運営を行う」のならば、京都大学は、管理が徹底される冷たい大学ではなく、どんなに弱く小さな声でも尊重される温かく風通しのいい大学にこそならなければならない。

自由と平和のための京大有志の会

自由と平和のための京大有志の会は、京都大学の二度にわたる立看板強制撤去を受け、「京都大学の基本理念を実現するために一立て看強制撤去に対する抗議声明」を京都大学総長に提出したいと思いを思います。

ご賛同いただける方は、右記の QR コードまたはリンクから署名にご協力いただければ幸いです。



<https://www.kyotounivfreedom.com/signature/online/>